

この調査票を四つ折りにして封筒に入れ、回収箱に入れてください。

(別紙2：児童生徒・保護者用)

資料4

## 体罰・性暴力等の有無についての調査票

お子様が安心して学校生活を送れることを目的に、実態把握調査を行います。次のそれぞれの質問にお答えください。

学校名	学校
	年 組

記入年月日	令和6年 月 日
児童生徒氏名	
保護者氏名	

### 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

### 一文部科学省の通知より

<体罰にあたる行為> (例)

- 身体に対する侵害 (殴る、蹴る等)
- 肉体的苦痛を与える懲戒 (正座・直立等の姿勢を長時間保持させる等)

それぞれの懲戒が体罰に当たるかどうかは客観的に考慮し、総合的に考え判断する必要があるとされています。

<体罰にあたらぬ行為> (例)

○次のためにやむを得ず行った有形力の行使

- ・教員等防衛のため。
- ・暴力行為を制止するため。
- ・目の危険回避のため。
- 以下のような懲戒
  - ・放課後等に教室に残留させる。
  - ・授業中、教室内に起立させる。
  - ・学習課題や清掃活動を課す。
  - ・当番活動を多く割り当てる。
  - ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

1 体罰については、上記の文部科学省の通知内容を参考にしてください。今年度(令和5年4月1日～令和5年12月31日まで)、あなたのお子さんが先生から体罰・性暴力等にあたる行為を受けたことはありますか。「はい」、「いいえ」のどちらかに○をつけてください。

\*性暴力等とは…性交・わいせつ行為、盗撮行為、性的な部位や身体の一部に触れる行為(※)、性的羞恥心を害する言動 など

※実技指導や介助の中で、身体に触れる必要がある場合は除きます。

はい

いいえ

2 「1」で「はい」と回答した方にお聞きします。どのようなことをされたのか具体的に御記入ください(いつごろ、どこで、誰が、誰に、なぜ、どのようなことをされたのか)。※後日、詳しくお話をお聞きする場合がございますので御了承ください。

--

3 体罰・性暴力等防止に向けて、何か御意見がありましたら、御記入ください。

--

調査は以上です。提出期限は1月19日(金)午後3時までです。御協力ありがとうございました。

この調査票を四つ折りにして封筒に入れ、回収箱に入れてください。